

高浜町一斉メール配信サービス管理運用規程

(趣旨)

第1条 この告示は、町の有する行政情報を町民等に提供する広報手段としての一斉メール配信サービス（以下「メールサービス」という。）を適正に運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) メールサービス 行政情報の伝達手段として、インターネットを活用して、電子メールにより特定の町民等に向けて随時に、又は定期的に情報を配信する町の情報サービスをいう。
- (2) システム メールサービスを配信するためのインターネット上のシステムをいう。
- (3) 配信メール システムによりメールサービスとして配信する電子メールをいう。

(管理責任者)

第3条 メールサービスの適正かつ円滑な運用を確保するため、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、広報担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者の所掌事項は、次に定めるものとし、その事務は、広報担当課において処理する。
 - (1) メールサービスの全体的な運用及び管理に関すること。
 - (2) メールサービスの長期的な活用計画に関すること。
 - (3) システムの運用及び管理に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、メールサービスに係る必要な事項に関すること。

(配信メールの種別)

第4条 配信メールの種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急情報
- (2) 防災情報
- (3) 防犯情報
- (4) 交通情報
- (5) 消防情報
- (6) 観光・イベント情報
- (7) スポーツ・文化情報
- (8) 町政情報
- (9) 議会情報
- (10) 福井国体情報
- (11) その他管理責任者が必要と認める情報

(配信責任者)

第5条 メールサービスの配信内容の充実を図るとともに、配信メールの内容を適正なものとするため、メール配信責任者（以下「配信責任者」という。）を置く。

- 2 配信責任者は、前条各号に掲げる事項を所管する課長等とする。

3 配信責任者は、次に掲げる事項を所掌し、当該課等が作成した配信メールに関し一切の責任を負うものとする。

- (1) 所管する事務に関する配信メールの発信に対する承認
- (2) 配信メールの作成に関する当該課等に属する職員への指導及び助言
- (3) 配信したメールに関する町民等からの質問、要望等への回答

(配信メールの作成)

第6条 配信メールの作成は、配信責任者の指導の下、原則として第4条各号に掲げる事項を所管する職員がシステムで行うものとする。

2 前項の指導のほか、配信メールの作成における留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 掲載内容は、最新かつ正確な情報について、分かりやすい表現を用いた内容とすること。
- (2) 著作物等は、その著作権者等の承諾なく取り扱わないこと。
- (3) 個人情報に掲載するときは、その旨及びその掲載内容について本人の了承を得ること。ただし、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、著作権及び個人情報に関する事項の取扱いにあたり、関係法令を遵守すること。

(配信メールの発信)

第7条 第4条各号に掲げる事項を所管する職員は、当該事項について配信の必要があると認めるときは、前条第1項の規定により配信メールを作成し、当該事務を所管する配信責任者の承諾を経て、システムから配信メールを発信する。

2 配信メールの発信は、原則として、高浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年高浜町条例第13条）に規定する時間内において行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(メールサービス利用料)

第8条 メールサービスの利用料は、通信料を除き無料とする。登録・解除及び配信停止に関する手続きにおいても通信料を除き料金は発生しない。

(配信希望者の登録・解除及び変更)

第9条 メールサービスによる配信を希望する者は、専用のQRコード又はURLにアクセスし、所定のメールアドレスへメールを送信する等の手続きにより仮登録及び本登録を行う。また登録者が配信の解除及び変更を希望する場合には、専用のURLにアクセスし配信解除及び変更の手続きを行う。

2 本登録を行った者は、利用規約に同意したものとして扱う。

3 管理責任者は、登録者がメールサービスを通じて得た情報を用いて、他の登録者及び第三者に不利益が生じた時、またその他必要と認めた時に、登録者等への事前の通知をせずにメールサービスの登録解除を行うことができるものとする。

4 管理責任者は、メールサービスの保守・管理、天災・災害等により運用が困難な場合、また配信の停止が必要と認められた時には、登録者等への事前の通知をせずにメールサービスの配信停止を行うことができるものとする。

(利用申請)

第 10 条 配信権限を有しない団体及び個人等がメールサービスによる配信を希望する場合は、高浜町一斉メール配信サービス メール配信依頼書(様式第 1 号)を配信内容を所管する配信責任者に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 利用者は、町内の団体及び個人等に限る。
- 3 配信内容は、観光・イベントに関する情報に限る。
- 4 利用者及び配信内容は前項に掲げるもののほか、管理責任者が必要と認める場合はこの限りでない。

(規制業種または事業者)

第 11 条 次の各号に定める業種または事業者からの利用申請は許可しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかわるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 民事再生法および会社更生法による再生・更正手続き中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(配信基準)

第 12 条 次の各号に定めるものは、配信しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 営利目的のもの
 - イ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - ウ 法律で禁止されている商品、無認可商品および粗悪品などの不適切な商品またはサービスを提供するもの
 - エ 他をひぼう、中傷または排斥するもの
 - オ 町の広報事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - カ 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
 - キ 宗教団体による布教推進を主目的にするもの
 - ク 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ケ 社会的に不適切なもの
 - コ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当する表現のもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)の禁止(根拠となる資料を要する。)

例)「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現

例)「今が(これが)最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」など

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していること

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

イ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

ウ 暴力またはわいせつ性を連想・想起させるもの

エ ギャンブルなどを肯定するもの

オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(個人情報の取扱い)

第 13 条 メールサービスの利用にかかわる全ての者は、高浜町個人情報保護条例(平成18年高浜町条例第13号)の趣旨に基づき、個人情報の取扱いに十分注意しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 14 条 町長は、メールサービスについて、高浜町情報セキュリティ基本方針(平成15年9月30日策定)に基づく情報セキュリティの対策を講ずるものとする。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、メールサービスの運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年12月1日から施行する。